

## 板倉町公衆無線LAN利用規約

(目的)

**第1条** 本規約は、板倉町（以下「町」という。）が町民及び公共施設利用者の情報の取得及び発信の利便性向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

**第2条** 本サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、来訪者個人に限るものとし、法人その他団体による組織的な利用は、これを認めない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料)

**第3条** 本サービスの利用料は、無料とする。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等に係る費用は、利用者の負担とする。

(利用場所及び利用時間)

**第4条** 本サービスが利用可能な場所及び時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、利用時間は業務又は事業の実施に合わせ、変更する場合がある。

(利用条件)

**第5条** 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、本サービスの利用に際し、次に掲げるものを準備するものとする。

(1) 本サービスに接続できるWi-Fi機能及びWebブラウザを搭載した通信機器

(2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

3 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

4 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限等の必要な対策は、利用者が行うものとする。

5 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(通信利用の制限)

**第6条** 町は、本サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを行う等の接続制限を行うことができるものとする。

(利用者情報の記録及び利用)

**第7条** 町は、次に掲げる目的のため、利用履歴を取得することができるものとする。

- (1) サービスの利用状況を調査する場合
- (2) サービス内容の見直し、改善等を図るために、統計データとして利用する場合
- (3) その他、町が特に必要があると認める場合

2 町は、取得した情報を、本サービスの利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請対応等に利用できるものとする。また、箇所ごとの利用者数、利用時間帯、利用端末、利用言語等に関する情報は、個人を特定できない情報に処理し、第三者の利用に供することができるものとする。

(禁止事項)

**第8条** 利用者は、本サービスを通じて、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 町若しくは他者の著作権やその他権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 町若しくは他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 町若しくは他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 町若しくは他者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれがある行為
- (7) 本サービスを再販売又は賃貸する等営利を目的とする行為
- (8) 第三者になりすまして利用する行為
- (9) 町若しくは他者の情報を改ざん又は消去する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (11) 不特定多数を対象とした広告、宣伝、勧誘等のメールを送信する行為
- (12) 本サービスの提供若しくは他の利用者の利用を妨害する行為又は支障をきたすおそれのある行為
- (13) 他の利用者に、重大な支障を与える態様において本サービスを利用する行為
- (14) 設置施設若しくは設置場所の円滑かつ平穏な運用を妨害する行為又は支障をきたすおそれのある行為
- (15) 町若しくは施設管理者が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為
- (16) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為

2 利用者が禁止事項を行うことによって町若しくは他者に損害を生じさせた場合は、当該行為を行った利用者が全ての法的責任を負い、町は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

**第9条** 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止又は取消することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として町が不適切と判断した場合

(運用の中止要件)

**第10条** 町は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) システム保守及び設備の点検工事を行う場合
- (2) 地震、火災、洪水等の自然災害又は人為的な非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害、機器の故障等やむを得ない事由がある場合
- (4) 町がその他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

**第11条** 町は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、町は一切の責任を負わないものとする。

4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町は一切の責任を負わないものとする。

5 町は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。

(規約の変更)

**第12条** 町は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

利用場所	住 所	利用時間
板倉町役場	板倉町大字板倉 2 6 8 2 番地 1	開庁時間内
中央公民館	板倉町大字板倉 2 6 9 8 番地	開館時間内
北部公民館	板倉町大字西岡 4 8 5 番地 2	開館時間内
南部公民館	板倉町大字大高嶋 1 7 4 7 番地	開館時間内
東部公民館	板倉町朝日野 1 丁目 2 6 番地 1	開館時間内